

平成16年第5回佐渡市議会定例会会議録（第8号）

平成16年12月24日（金曜日）

議事日程（第8号）

平成16年12月24日（金）午後2時00分開議

- 第 1 委員長報告、質疑、討論、採決（議案第123号～議案第158号、議案第177号～議案第181号、請願第1号、請願第4号、請願第6号、請願第7号、請願第8号、請願第10号、陳情第1号～陳情第4号）
- 第 2 議案の上程・提案理由の説明（議案第182号～議案第190号）
- 第 3 議案に対する質疑
- 第 4 議案の委員会付託
- 第 5 人事案件の上程、採決（議案第176号）
- 第 6 発議案第22号
- 第 7 発議案第23号
- 第 8 発議案第24号
- 第 9 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（59名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君
22番	岩崎隆寿君	23番	高野庄嗣君
24番	羽入高行君	25番	中村良夫君
26番	石塚一雄君	27番	若林直樹君
28番	田中文夫君	29番	金子健治君
30番	村川四郎君	31番	高野正道君

32番	名 畑 清 一 君	33番	志 和 正 敏 君
34番	金 山 教 勇 君	35番	白 木 善 祥 君
36番	渡 邊 庚 二 君	37番	佐 藤 孝 君
38番	金 光 英 晴 君	39番	葛 西 博 孝 君
40番	猪 股 文 彦 君	41番	川 上 龍 一 君
42番	本 間 千 佳 子 君	43番	大 場 慶 親 君
44番	金 子 克 己 君	45番	本 間 武 雄 君
46番	根 岸 勇 雄 君	47番	牧 野 秀 夫 君
48番	近 藤 和 義 君	49番	熊 谷 実 君
50番	本 間 勇 作 君	51番	祝 優 雄 君
52番	兵 庫 稔 君	53番	梅 澤 雅 廣 君
54番	竹 内 道 廣 君	55番	渡 部 幹 雄 君
56番	大 澤 祐 治 郎 君	57番	肥 田 利 夫 君
58番	加 賀 博 昭 君	59番	岩 野 一 則 君
60番	浜 口 鶴 藏 君		

欠席議員（1名）

21番 加 藤 真 君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高 野 宏 一 郎 君	助 役	大 竹 幸 一 君
総務課長	親 松 東 一 君	市民課長	清 水 紀 治 君
企画情報課長	齋 藤 英 夫 君	建設課長	佐 藤 一 富 君
水道課長	植 野 研 一 君	農林水産課長	齊 藤 博 君
観光商工課長	齋 藤 正 君	財政課長	浅 井 賀 康 君
社会福祉課長	熊 谷 英 男 君	環境保健課長	仲 川 正 昭 君
医療課長	木 村 和 彦 君	会計課長	粕 谷 達 男 君
農業委員会事務局長	渡 辺 兵 三 郎 君	教育委員会教育課長	古 田 英 明 君
教育委員会生涯学習課長	松 田 芳 正 君	教育委員長	豊 原 久 夫 君
教 育 長	石 瀬 佳 弘 君	選挙管理委員会委員長	林 千 隆 君

選挙管理 委員会 事務局長	仲川敏明君	消防長	加藤侑作君
両津支所長	佐々木文昭君	相川支所長	大平三夫君
佐和田 支所長	中川義弘君	新穂支所長	末武正義君
畑野支所長	宇治秀三郎君	真野支所長	逸見政義君
小木支所長	菊地賢一君	羽茂支所長	青木典茂君
赤泊支所長	中川逸郎君	代 監 査 委 員	清水一 次君

事務局職員出席者

事務局長	佐々木均君	事務局次長	山田富巳夫君
議事係長	中川雅史君	議事係	松塚洋樹君

午後 2時00分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの出席議員59名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程の変更

○議長（浜口鶴蔵君） 会期日程の件について、議会運営委員長の報告を求めます。

猪股議会運営委員長。

〔議会運営委員長 猪股文彦君登壇〕

○議会運営委員長（猪股文彦君） 一昨日の議運及び本日の持ち回り議運で会期日程の変更の件について協議いたしましたので、ご報告いたします。

お手元に会期日程表を配付いたしてありますが、網かけの部分が日程変更となる部分でございます。

本日、人事案件上程、採決の後、発議案の上程、質疑、採決を行います。発議案は3本です。そのうちの1本は、厚生常任委員会より提出された、新潟県知事が、社会福祉法人佐渡福祉会に対し、社会福祉法第56条に規定されている一般的監督権を強く発揮するよう求める意見書であります。いずれも各派代表者会議で了承された内容でありますので、よろしく願いいたします。

以上。

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの議会運営委員長の報告に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の日程を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の日程を変更することに決定いたしました。

日程第1 委員長報告、質疑、討論、採決（議案第123号～議案第158号、議案第177号～議案第181号、請願第1号、請願第4号、請願第6号、請願第7号、請願第8号、請願第10号、陳情第1号～陳情第4号）

○議長（浜口鶴蔵君） これより総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

葛西総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 葛西博之君登壇〕

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 委員会審査報告を行います。

平成16年12月24日。佐渡市議会議長、浜口鶴蔵様。総務文教常任委員会委員長、葛西博之。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条、第134条及び第136条

の規定に基づき報告いたします。

議案第123号 専決処分承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について）。本案は、平成16年11月1日付で魚沼市及び南魚沼市が設置されることに伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2の規定に基づき、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更を行う必要が生じたことについて、専決処分したものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第125号 平成16年台風15号・16号災害に係る被災者に対する市民税の減免の特例に関する条例の制定について。本案は、平成16年度分の市民税の納税義務者のうち、台風15号及び16号による被災者の市民税の減免についての特例を定めるもので、本人が死亡したり障害者となった場合や生活保護法による生活扶助を受けることとなった場合、あるいは住宅、家財、農作物に大きな損害を受けた納税義務者に対して、市民税の減免を適用するための条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第131号 佐渡市職員の寒冷地手当の支給に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、国が平成16年度の人事院勧告により、国家公務員に対する寒冷地手当の支給地域を限定し、支給額を引き下げ、さらには支給方法を一括支給から月額支給に改正したことを受け、本市職員の寒冷地手当について国に準じたものとするものであり、平成17年度からの支給方法を月額支給に改め、経年で支給額を減額するとともに、平成22年度には寒冷地手当そのものを廃止するための条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第138号 財産の取得について。本案は、昭和58年度に農村地域定住促進対策事業で運動広場、駐車場、緑地帯などを備えた多目的広場として設置し、社会体育を始め隣接する小木中学校のグラウンドとして広く地域住民並びに中学生に利用されている小木多目的広場の用地の一部を地権者との合意が調ったこともあり、この際取得したいとするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第139号 字の名称変更について（金井地区）。本案は、金井地区地域審議会の答申に基づき、金井地区の字名のうち、北新保を金井新保に変更するため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第140号 字の名称変更について（羽茂地区）。本案は、羽茂地区地域審議会の答申に基づき、旧羽茂町地内の字名のうち、羽茂本郷を除くすべての字名について、羽茂の地名を冠した字名とするよう、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第149号 佐渡市過疎地域自立促進計画の策定について。本案は、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定に基づき、平成17年度から21年度まで5カ年間の過疎計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第150号 平成16年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ1億3,580万2,000円を追加し、予算総額を547億5,043万9,000円とするものであります。その主なものは、この夏から秋にかけての台風及び新潟県中越大震災の影響による農作物や観光産業等へ

の大きな被害が発生しているため、これらに対する緊急財政支援策として、農林水産業費の中では1億423万6,000円を措置するほか、商工費では「がんばろう新潟佐渡キャンペーン」事業補助金として7,000万円を補正し、新潟県中越大震災に伴う観光客の減少に対処するとともに、衛生費で病院事業会計への補助金、出資金として9,919万6,000円を追加計上するものであります。歳出における目的別の主な構成は、総務費1億5,547万9,000円の減、民生費4,904万6,000円の減、農林水産業費1億253万5,000円の増、商工費1億264万円の増、土木費4,007万9,000円の増、災害復旧費5,324万8,000円の増、その他となっております。その充当財源としては、市税6,103万円の増、地方交付税1億4,079万8,000円の増、国庫支出金5,329万円の増、その他となっております。審査の結果、次の意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。総務文教常任委員会。全体の時間外手当が突出しているが、時間外勤務については、管理システムの強化、代休や出退勤時間の調整を図る等効率的な運用を実施することにより、職域により必要な部署は別としても、残業時間ゼロに向けて努力するとともに、残業自体の必要性を十分にチェックし、改善に努めるよう求める。産業経済常任委員会。歳出、7款商工費、1項商工費、4目観光費、19節負担金補助及び交付金のうち、「がんばろう新潟佐渡キャンペーン」事業補助金7,000万円について、この事業補助金は、新潟県中越大震災の風評被害や相次ぐ台風被害による観光客減少に対応するため、「がんばろう新潟佐渡キャンペーン実行委員会」に対して行う補助金である。実行計画素案をもとに審査を行った結果、不公平感や費用対効果に多大な疑問があるので、計画実行に際してはその点を十分考慮し、実行されるべきである。

議案第177号 佐渡市地域イントラネット基盤施設整備工事請負契約の締結について。本案は、市内公共施設を結ぶ光ファイバーを整備し、高速通信インフラを構築するための地域イントラネット基盤施設整備工事の請負契約を締結することについて、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次の意見を付して、賛成多数をもって可決すべきものとして決定しました。

意見。本事業で整備される公共施設の中には、将来的には整理合理化により統廃合を余儀なくされる小中学校等が含まれていると同時に、当然に必要と思われる民間施設が除外されている。また、予定価格の2分の1での落札であることから、工事の施工管理に十分な配意を求めるとともに、施設整備後の運用と保守管理及び瑕疵保証には慎重な対応をすべきであると思料する。

議案第178号 佐渡市新世代地域ケーブルテレビ施設整備工事（新穂地区）請負契約の締結について。本案は、新穂地区内における新世代地域ケーブルテレビ施設整備工事の請負契約を締結することについて、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次の意見を付して、賛成多数をもって可決すべきものとして決定しました。

意見。入札結果を見ると、指名業者の半数近くが入札を辞退していることは遺憾である。今後の入札においてこのようなことのないよう、指名のあり方と入札制度の見直しをすべきものと指摘する。

請願第8号 公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成の増額を求める意見書提出に関する請願。本請願は、新潟県内の高校生17%を占める私立高校生のための国、県による私学助成が政府

の三位一体改革による国庫補助金の廃止及び地方交付税交付金の見直し、縮減により、私学助成の削減が強く懸念されるとして、公教育としての私立高校を守り、発展させるため、私学助成の増額を求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

陳情第1号 寒冷地手当の見直し改悪を行わず地方交付税の充実を求める陳情。本陳情は、人事院が8月の人事院勧告に向けて、寒冷地手当制度の抜本的な見直しを行おうとしており、このことが実施されると公務員労働者の賃金引き下げにとどまらず、地域の個人消費の低迷、寒冷地での安全で安心な生活への施策の後退、地域経済の破壊にさらに拍車をかけるものであるとして、政府に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

陳情第2号 国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書採択を求める陳情。本陳情は、政府が進める三位一体改革は、地方財政危機の深刻化と地方の裁量の著しい圧縮をもたらしているため、本格的な税源移譲の規模及び内容の明確化を図り、現行の地方交付税の財源保障機能と財源調整機能をあわせて堅持するとともに、地方財政改革推進に当たっては地方の意見を十分聞くよう、国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

陳情第3号 羽茂高等学校赤泊分校の存続と充実についての陳情。本陳情は、県の中長期高等学校再編整備計画の実施により、県立羽茂高等学校赤泊分校の募集停止が正式決定されようとしているので、「地域に密着した特色ある教育」、「人間性豊かな、真に社会に有用な人材の育成」実践校である赤泊分校が存続できるよう計画を見直すことにより、最低でも2年間延長するよう、佐渡市議会としての県への要望を求めるものであります。さきの定例会以降閉会中の継続審査に付されていたものであります。保留すべきものとして決定しました。

陳情第4号 内海府小学校校舎改築についての陳情。本陳情は、内海府小学校においては特別教室が不足しており、時代に即応した十分な教育が実施できないので、校舎改築と合わせてグラウンド改修工事を早期に着工し、教育環境の整備充実を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上で報告終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、通告順により発言を許します。

廣瀬擁君。

○13番（廣瀬 擁君） 2款総務費、3節職員手当等というところで、当初予算で1億2,454万1,000円の時間外手当が計上されております。今回時間外勤務手当増として6,000万円が措置されていますが、その審査内容をどのようにされたか、説明をお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 廣瀬擁君に申し上げます。

今の質問もさることながら、観光に関する質疑もされておりますので、あわせてお願いしたいと思います。

○13番（廣瀬 擁君） それでは、産業経済常任委員長にお尋ね申し上げます。

7 款商工費、4 目観光費、19 節負担金補助及び交付金であります。これ「がんばろう新潟佐渡キャンペーン」事業費補助金として7,000万円が措置されているが、どのように審査されたのか、お聞きいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 時間外勤務手当についての審査内容のお問い合わせでございますけれども、補正予算書をいただいた段階で突出した予算であるというふうに思いまして、資料要求をいたしまして、説明を求めたところであります。概略だけ申し上げますと、既の実績として6カ月分で8,750万あったと。ということは、残りの6カ月でも同額必要であるというふうな見込み、それと災害を想定しての時間外手当等々考慮しますと、既定予算では6,045万9,000円不足と、そういうことで補正を6,000万お願いしたいという申し出に対しての審査をいたしました。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、産業経済常任委員長の答弁を許します。

金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） お答えします。

「がんばろう新潟佐渡キャンペーン」事業補助金の質問でございます。委員会当日に提出のあった計画書素案及び執行部の答弁等により、真剣な議論が行われ、さまざまな意見が出されましたが、その後収れんされ、報告書のとおり意見に集約されたものでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 廣瀬擁君の2回目の質疑を許します。

○13番（廣瀬 擁君） 頭がいいものですから、二つ一緒にできませんので、総文の方だけ先にやらせてください。

これは、人件費のことですから、余り私は突っ込んだことは言いたくはないのですが、ただ仕事が多過ぎて時間外手当が必要なのか、あるいは仕事のやり方、能率が悪くて時間外をつけなければならないのかということが一つ問題点であろうと思うのです。各支所ごとに時間外手当のいろんな形の請求が出ていると思うのですが、そういうことを十分審査しての上でのこういうふうな意見書であったのか。また、ある資料を見ますと、当初予算での一般職員の時間外手当予算は給料総額の3.5%を見込むよう財政課から指示があったとか、あるいは時間外手当は普通の人は給料総額の4.5%であるとか、あるいは消防の方は16%であるとかというようないろいろな形はあると思うのです。消防なんか特に私は危険な仕事をされているわけですから、当然その分はあってもいいと思うのですが、ややもすると大阪市のように、給料は低くても時間外手当をプラスすることによって調整をしておるといふふうな形であっては困ると思うのです。そういうふうなことを十分審査されたのかどうかをお尋ねします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

葛西総文委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 今お尋ねの件でありますと、やはり時間数にしましても突出したところがあるということ、それからいわゆる7万自治体としての職員の数からしても、このように残業数必要なのではないかという委員の多くの意見がありました。そういったことを集約しまして、審査し、意見をわざわざつけたということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 廣瀬擁君、3回目の質疑でございますが、申し上げます。

3回で終わりでございますので、あわせてお願いいたします。

○13番（廣瀬 擁君） 産業の方も一緒なのですか。それでは、時間が、そういうことですので、がんばろう新潟佐渡キャンペーンについてお尋ねを申し上げます。

非常に台風以降佐渡、新潟を始めとして大変元気がなくなっている。そういったことで、恐らく7,000万の予算をつけて佐渡に誘客を図るということという形で措置されたものだと思うわけですが、どうもその使われ方を見ていると、今までの誘客方法と同じような形で使われているような気がすると思うのです。7,000万の予算を使って、一体どのくらいの観光客を誘客するのかという目標設定も私はないように思うのです。それから、エージェントや向こうの大手の宣伝企業にいっぱいこと宣伝費をやることによって、佐渡に住んでいる皆さん方には余り利益がないと言うと語弊がありますが、余り誘客のためにそんなに元気が出るようなあれを考えていないような気がするのです。むしろ私は逆に7,000万あったら、そのうちの5,000万ぐらい、これからの若い人たちに、佐渡へとにかく2万人なら2万人の観光客が来るための事業として5,000万なら5,000万使ってみよう、そういうふうな形で若い人にちゃんとげたを預けて、誘客を2万人ちゃんとできるようなことを考えていただく、そういうふうな形を考えるような機会をつくってもいいような気がするのです。そういうふうなことを実際に産業経済常任委員会で話をされたのかどうかということをお尋ねします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） お答えします。

計画素案の中のいろいろな項目について、委員会の中で審査しました。いろいろな企画、計画があるようでありますので、当委員会としては計画実行に当たっては、意見書で述べたような意見に沿った対応がされるよう要望し、今後も監視、指導していくということでございます。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 廣瀬擁君の質疑は終わりました。

次に、金光英晴君。

○38番（金光英晴君） それではまず、総文の委員長にお尋ねいたします。

私も2款1項1目3節の職員手当についてであります。今回6,000万円の補正をされ、総額2億1,742万2,000円と巨額な時間外手当が計上されております。委員長報告にも意見が付されておりますけれども、その実態についてお伺いいたします。

次に、産経委員長にお尋ねいたします。7款1項4目19節の負担金補助及び交付金のところでありますが、意見にもついておりますけれども、その意見の内容について実行計画素案に多大な疑問があると指摘しておりますが、その多大な疑問というものは何なのか、お教えいただきたい。また、この予算執行に当たっては何らかの制約があるのかどうか、委員会としてそういったお気持ちでこの意見をつけたのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） ご質問にお答えをいたします。

時間外勤務の実態ということでお問い合わせでございますので、簡単に申し上げますけれども、本庁におきましては1人当たりで77時間あります。各支所があるわけですが、少ないところで1人当たり25時間、多いところで58時間、そのように審査をしております。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） お答えします。

がんばろう新潟佐渡キャンペーンの事業補助金に関する質問でございます。計画素案の中の観光客に対する1,000円の島内商品券の配布について、金品の配布等により佐渡観光イメージの低下につながらないかという懸念、2番目に2万人に限定することに対する不公平感、またエージェント世話の大ホテルだけになるのではないかという懸念の不公平感、3番目に1,000円の島内商品券の配布対策は新たな観光客誘致につながらないとの費用対効果に対する疑問であります。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 2回目の質疑を許します。

金光英晴君。

○38番（金光英晴君） それでは、総文の委員長にお尋ねいたします。

意見では、代休等の具体的な対策が付されております。私は、先ほど廣瀬議員からもご指摘がありましたように、この問題は現在の組織機構に起因しているのではないかと考えております。行財政改革等調査特別委員会からも提言されておりますし、早急な機構改革が必要と私は考えております。この件についてご審議いただけたのかどうか、お尋ねいたします。

続きまして、産経委員長にお願いしたいのですが、今ほど委員長からご指摘ありました島内の1,000円の島内利用券、私も委員会で審査されたと同じような疑問を感じておるところであります。しかし、これは災害を受けた観光地、神戸もそうでありましたし、宮城あるいは北海道もこの例が実例あるように聞いております。しかし、これはあくまでも緊急時の特別な措置であるということを強く執行部に申し上げておきたいと思っております。今後の佐渡観光の振興策を考えるときにはこのようなばらまき策をとらないよう、厳しく委員会としてチェックしていただきたいし、また今予算についても執行までになお厳しいチェックをしていただくようお願いします。先ほど委員長のご答弁の中には、この予算の執行については制約があるのかどうかというお答えがなかったので、あわせてお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

機構改革につきましては、議員もご承知のとおり動きがあったということでありまして、ただ拙速に動きますと効果のない動きというふうなことが考えられるのだと思います。総務文教委員会として、時間外勤務手当は基本はゼロを目指すというふうなことで審議をいたしております。

○議長（浜口鶴蔵君） 金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） お答えします。

何かの制約をというお話でありますけれども、我々委員会としては意見に沿った対応がなされるよう、

この後も監視、指導していく所存でありますので、よろしく申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 両委員会とも的確な指摘をなされたものですから、今後ともしっかりチェックをしていただくよう申し上げます。

また、機構改革につきましては特別委員会ではなく、所管委員会としてさらにご審議いただきますよう強くお願いして、私の質問終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 金光英晴君の質疑は終わりました。

次に、加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 議案第131号並びに陳情第1号に関し、その整合性についてお尋ねをしたい。

まず、第1点は、このたびの議案第131号、寒冷地手当の問題については、これは廃止するというところを原案可決しておるわけだね。ところが、陳情第1号というのは、そんなことしてもらっては困る。意見書を上げて、地域経済を含めて守りなさいというのです。ところが、一方の方は原案可決、陳情の方は継続審査となっております。この一見整合性がない問題について説明を求めないと、私どもわからない。そこで、なぜ陳情の方は継続としたのか、この点についてお尋ねをしたい。

次に、7款1項4目19節についてお尋ねをいたします。産経委員会がつけた意見を見ると、極めて漠としておるのです。どこが漠としておるかということなのです。総務常任委員長の報告書の第4ページ、上段、ここにあるわけですが、実行計画素案をもとに審査を行った結果、不公平感や費用対効果に多大な疑問があるので、計画実行に際してはその点を十分考慮し、実行されるべきである、こうなっております。こんなものは、こんな漠とした意見をつけるべきではないというのが私の見解である。災害という特殊な状態で観光産業等が被害を受けておるわけでしょ。それを何とか救済できるか、7,000万という予算措置をしたわけだ。ならば、この7,000万は、例えば佐渡市においては姉妹都市を締結しておる市町村もあるわけでしょう。例えばそこへ具体的をお願いをして、うちもこのぐらいの援助を申し上げるから、ぜひひとつ姉妹都市の窮状を救ってほしい、そういうふうに具体的にこの金の使い道を明らかにして、この急場をしのぐための予算を執行したいと、こういうような具体的なものがなければならぬ予算なのです、これは。一体全体そういう具体的な説明があったのかなかったのか。また、委員会の方から逆にそういう指摘があったとすれば、それがここに載っていなければならない。そうでないと、審査に加わらなかった私たちは何のことかさっぱりわからない。改めて委員長にその経過についてご説明を願いたい。

次に、議案第129号……

○議長（浜口鶴蔵君） 申し上げます。

129号については、産業経済常任委員長の報告の後になりますが。

○58番（加賀博昭君） ああそうか。これは、産業経済委員会の固有の議案ということでございますので、とりあえず前段二つについて答弁を求める。

以上。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 寒冷地手当の件でお答えをいたします。

当議会のルールに基づきまして私ども進めておりますので、議案については総務文教常任委員会で審査をいたしました。陳情につきましては、意見書が伴っておりますので、会派扱いということで整合性のないような形になっているということでご理解を賜りたいと。

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） それでは、お答えします。

姉妹都市とかそういうのはなかったかというご質問でありますけれども、がんばろう新潟佐渡キャンペーン実行委員会素案の中にも首都圏佐渡人会あるいは友好市町村への誘客促進という項目もありまして、委員会の中でも審査したところであります。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 2回目の質疑を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 総務委員会と総務委員長に嚴重注意をしておきます。意見書の取り扱いというのは、会派ということになっておるのです。しかし、陳情そのものはこれは総務委員会に出ている。意見書を上げるというその部分についてだけ、これが会派扱いとなっておるのです。当然のこととして、提案された付託案件である議案、それと関連性のあるものはおれは知らないというわけにはまいらない。もし私の言っておることが違うというのなら、論拠を示して反論しなさい。これは重要なことですから、この機会に反省をして、このように相矛盾することをやってはならぬ。私が指摘しているのですから、今後気をつけるのかどうか。これは、もう明快にしてほしい。そうでないと、意見書を上げるというその1点だけが会派に任されておるということとその本質の審議があっぺになってしまう。こういうふうに私が心配するので、特にこの点について質疑をしたわけです。もう一回答弁を願いたい。

次に、がんばろう新潟佐渡キャンペーン、7,000万、大体こういう予算を出すときには、あれこれではだめ。例えば不公平感があるとか、そんな論議に、そんな意見が出てはならない。このお金は何のために使うのか、その目的1点に絞って、こうしなさい。したがって、今委員長から真意のほどはそういうものも含まれておるのだということだから、了解をしますが、今後これについては注意をしながら経過を見るということですから、ぜひひとつ行政とも相談しながら、7,000万がより効果がしめて、佐渡観光に寄与できるよう、当委員会として努力してほしいということを申し上げておきます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） ご指摘といいますか、ご指導いただきましたので、そのようなことで考えてまいりたいと思いますが、現状における私ども申し合わせのルールにおきましては会派扱いということでありましたので、その点をご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で加賀博昭君の質疑は終わりました。

次に、祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） 陳情第4号についてお聞きをいたします。

この件については、住民から直接出てくる陳情ですから、本来であれば全会一致で通してあげるのが一番いい方法だろうと私は思っております。まず、委員長に1点お聞かせをいただきたいのは、私ど

も行財政改革等調査特別委員会を立ち上げて、今審査をいたしておりますし、9月議会には中間報告なるものも出ております。この陳情と非常にかかわりの深い項目もあります。具体的に明記をされてもおります。それと同時に、遠隔地でありますから、この要望については十分に私自身も承知をいたしておりますが、それゆえに委員の方々はこの地域の事情というものを踏まえて協議をされたのかどうか、まずお聞かせいただきたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

葛西総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） お答えをいたします。

祝議員おっしゃるように、住民からの直接の陳情という重さを考え、確かに審議会等々で協議中ではありますが、この陳情の趣旨というものを十分に委員会で審議し、審査し、なおかつ審査の必要上、休憩を挟んで教育委員会の所管課を出席を求めて、審査を慎重にいたしました。そういった結果、住民の思いという趣旨に対しての採択という結果をいたしました。

○議長（浜口鶴蔵君） 2回目の質疑を許します。

祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） なぜあえて私がこういう申し上げ方をするかといいますと、行政改革の特別委員会、ここにも学校統合を視野に入れながらというふうに明記をされておりますし、建設計画調査の特別委員会ではもう少し踏み込んで、学区の見直しなど結論を待って、必要な整備をすべしというふうに具体的に明記をされておるわけです。そして、その中で、教育委員会は学区の見直しをするための委員会も立ち上げております。これは、やはりその結果を見て、結論を出すべきではなかったのか。そうでないと、議会としての整合性に私は疑問があるというふうに思うのです。これは、非常に重要なことだと思うのです。我々は、一方ではこういう形で統合するにはきちっとした調査をしてかかりなさいよと言いながら、一方では住民要望だから、これは採択をしますというのでは、議会としての整合性に欠ける。これは、十分注意をしなければならないことでもありますから、そのことについて委員会としてどのような判断をされたのか、再度お答えをいただきます。

○議長（浜口鶴蔵君） 葛西総文委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 委員会としましても現在学区の見直し中であるということ、そして委員会が現地へ訪れ、現地で調査をしている状況の中での本陳情の扱いというにも非常に苦慮いたしました。さまざまな声を集約する過程では、継続審査というふうな声もあったわけではありますが、この地域の方々の思いにこたえる。そして、この地域と学校と一体となった教育を目指そうとしているその思いには、やはりこたえることがよいのではないかとこのところ意見の集約を見たというふうなことでございます。

○議長（浜口鶴蔵君） 3回目の質疑を許します。

祝優雄君。

○51番（祝 優雄君） これ議会の中でこういうやりとりはしたくはないけれども、これは議員としての資質が問われるわけです。一方では、全体的な見直しをなささい。今度は、住民の要望だから、いいではないか。こんなことでは何にもできなくなる。特に今合併というような非常に厄介な状況下の中で住民の要

望判断をしなければならない。切るべきところは切らなければならないというところへ来ておる。にもかかわらず今のような判断をされたのでは、我々は迷惑をします。私が最初に言ったように、現場の事情も確認してくれたのかということは非常に重要なのです。今この要望書には、グラウンドも早期につくってくれというふうに言われておる。校舎とグラウンドをつくってくれよと言っている。直線で100メートルのところには中学校があるのです、これは。そして、そこにはグラウンドもあり、プールもあり、全部整っているのです。その生徒がこれ21年には13名になるのではないですか。そしてまた、そのときにこの小学校は20名になるのです。そしたら、もっと効率的に教育ができるような状況というのはつくれるのではないのか。これがまさしく今出さなければならぬ知恵ではないですか。そのことが学校が今度は残っていくということにつながっていくわけです。私もこの地域には学校は絶対に残さなければならぬと思っているのです。しかし、どういう教育環境で残していくか、そのことを基本的に考えなければ、住民から出てきた要望だから、何でも通せよ。あそこの人たちの顔をしょっちゅう見るから、しょうがないや。こんなことでは私はあってはならないと思うのです。これから非常に厳しい状況下にありますから、今後はこういう簡単な形で、たとえ陳情であっても、処理をしていただきたいくない。今回は、そういう意味ではしっかりとした議会として判断をしなければならないと思っております。答弁があるのかないのか、別に必要ではありませんけれども。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で祝優雄君の質疑は終わりました。

これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより総務文教常任委員会に付託した案件について採決いたします。

総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第177号及び議案第178号を除くその他の案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第177号及び議案第178号を除くその他の案件については委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第177号について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数です。

よって、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第177号については委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、議案第178号について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜口鶴蔵君） 起立多数です。

よって、総務文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第178号については委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長 熊谷 実君登壇〕

○厚生常任委員長（熊谷 実君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第126号 平成16年台風15号・16号災害に係る被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例の制定について。本案は、台風15号、16号の災害により、納税義務者が障害者となった場合または住宅、家財、農作物に損害を受けた場合に、その該当する災害の発生時に遡及して、国民健康保険税の減免を適用するための条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第127号 佐渡市環境基本条例の制定について。本案は、トキと共生するまちづくりを進めるに当たり、環境の保全及び再生について、その基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び再生に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び再生に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するための条例を制定するものとされております。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

議案第133号 相川町デイサービスセンター設置条例の廃止について。相川町デイサービスセンターは、旧相川町が高千、外海府地区の介護サービスの充実を図るために平成11年度に設置した施設であり、その管理運営を佐渡農協に委託していたものであります。本案は、このたび佐渡農協が新しく社会福祉法人を設立することとなったため、当該施設を無償貸与するために設置条例を廃し、普通財産に所管がえするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第134号 相川町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例の廃止について。相川町在宅介護支援センターは、旧相川町が高千、外海府地区の介護サービスの充実を図るために平成11年度に高千地区に設置した施設であり、その管理運営を佐渡農協に委託していたものであります。本案は、このたび佐渡農協が新しく社会福祉法人を設立することとなったため、当該施設を無償貸与するために設置条例を廃し、普通財産に所管がえするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第151号 平成16年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本予算案は、歳入歳出それぞれ4億3,824万4,000円を追加し、総額を64億9,305万4,000円とするものであります。歳出の主なものでは、保険給付費8,530万円、基金積立金2億9,635万5,000円、予備費7,273万円を増額し、老人保健拠出金1,108万8,000円、介護納付金1,189万円をそれぞれ減額するもので、その主な充当財源として

は、国庫負担金2,316万9,000円の増、療養給付費等交付金1億164万2,000円の増、繰越金3億2,351万円の増、一般会計繰入金1,333万3,000円の減などであります。本予算案中、歳入において、10款2項1目給付準備基金繰入金の予算現在高2億4,185万9,000円は、現在未収入であるにもかかわらず、歳出において、7款1項1目給付準備基金積立金を2億9,635万5,000円予算増とし、これを国民健康保険事業財政調整基金に積み立てるものとしております。審査の結果、当該基金が平成15年度末において10億7,269万2,000円の残高を有していることを考慮すると、当該科目の補正予算増は不相当であると思料するので、次回補正予算において調整されるよう強く申し入れて、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第152号 平成16年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、平成15年度老人医療給付費の国庫負担並びに県費負担金の精算に伴うもので、歳出において、国庫負担超過交付額の6,440万9,000円、県費負担超過交付額の1,635万6,000円、合計8,076万5,000円の返還が必要となるため、歳出で償還金について8,075万5,000円を増額し、予備費について同額の8,075万5,000円を減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第153号 平成16年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出それぞれ2,822万5,000円を追加し、総額を50億4,378万9,000円とするものであります。歳出は、保険給付費3,833万5,000円を増額し、総務費393万4,000円、基金積立金300万円、予備費317万6,000円をそれぞれ減額するもので、その主な充当財源として、国庫支出金1,031万円、支払基金交付金1,226万7,000円、県支出金479万1,000円を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。議案第156号 平成16年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出それぞれ148万5,000円を追加し、総額を4億8,704万3,000円とするものです。歳出では、施設費148万5,000円を増額し、その充当財源としてサービス収入を増額するものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第158号 平成16年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本予算案は、収益的収支において、病院企業債利子の償還に伴う一般会計からの補助金4,995万9,000円を増加補正し、収益的収入の累計予算額を30億6,814万3,000円とし、収益的支出においては、職員の異動等に伴う人件費及び退職手当組合負担金の組み替え等により494万4,000円を増額補正し、収益的支出の累計予算額を33億5,113万1,000円とするものであります。一方、資本的収支では、病院企業債元金の償還に係る一般会計出資金4,923万7,000円を増額補正し、資本的収入の累計予算額を2億2,655万4,000円とするものです。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第1号 安心して暮らせる年金制度の確立を求める請願。本請願は、医療、年金制度の拡充は国民が社会経済活動に安心して打ち込める基礎であるとして、下記請願事項について国に対する意見書の提出を求めるものであります。1、安心と信頼の持てる医療、年金制度の確立を図ること。2、基礎年金の国庫負担率を2分の1に引き上げること。3、行政サービスの向上、事務執行の効率化に向け、住民に身近な社会保険行政は地方自治体で実施すること。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第4号 生活保護基準の引き下げと国庫補助削減の中止を求める請願。本請願は、政府が2004年度に高齢加算の廃止、物価スライドによる生活扶助基準の引き下げと生活保護への国庫負担を0.2%カット

し、2005年度にはさらなる生活扶助基準の引き下げと生活保護への国庫負担を4分の3から3分の2に削減しようとしていることに対し、現行の国庫負担は平成元年に当時の閣議でも了承されたものであり、それをほごにすることは到底認められないものとして、国に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 一般会計補正予算書のページ40、質疑通告書には3款と書いてありますけれども、4款の間違いです。4款衛生費、1項保健衛生費、3目の老人保健費、13節の委託料、ここで委託料が1,579万8,000円減額になっております。そのことにつきまして、国とか市においても年々医療費が増大しています。これを抑えるためには、病気の早期発見、早期治療というのが原則でございます。しかし、健康診断等々のこの項目の数値を見ますと、多くの項目において検診料が減額しているようです。この減額の理由について、詳細を委員会としては確認しているでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（熊谷 実君） ただいまのご質問ですが、一般会計の歳出、4款1項3目老人保健費については、補正前の額2億1,243万7,000円のうち、7.4%に当たる1,579万8,000円を減額するものとなっております。減額の主な項目としましては、厄年検診の委託料1,200万円の減額、検診電算委託料331万1,000円の減額が上げられます。このうち減額の76%を占めます厄年検診の委託料1,200万円についてですが、主な要因としましては、厄年検診制度が新市発足後初めての全島実施ということになっております。PR不足であったこと、また60歳以下の対象者については平日に受診をすることが困難であり、職場で人間ドックの受診ができること、こういったものが考えられるということで、当委員会としては審査の過程において把握をいたしております。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 村川四郎君。

○30番（村川四郎君） 佐渡市におきましては、医療設備が非常に不十分でもあるし、ドクターの専門医の数も少ないと。そういうところでこういう医療費をこれから切り詰めていくためにも、健康診断を徹底して、早目に病気を発見して治療するというふうなことをやっていかないと大変と思います。それで、せっかく今の説明によりますと佐渡市になって厄年検診という新しい、今までの市町村でやっていなかったという新しい事業を取り入れていただいたということで非常にいい事業だと思うのですが、寂しいかなといいますか、情報の公開が徹底していないということで絵にかいたもちで終わってしまっているということですね。せっかくのこういうすばらしい事業が生きていないということで、今後ともほかの検診も含めてできるだけ検診率を上げるような形の指導等とか、それから行政側のそういう伝達方法についての説明等がありましたでしょうか。お願いします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

厚生常任委員長。

- 厚生常任委員長（熊谷 実君） ただいまの件であります、執行部としても当然承知しているものというふうに理解をしておりますし、今後委員会の審査においても十分検討させていただくということでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

- 議長（浜口鶴蔵君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、厚生常任委員会に付託した案件については委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、産業経済常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

金子産業経済常任委員長。

〔産業経済常任委員長 金子健治君登壇〕

- 産業経済常任委員長（金子健治君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第124号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について）。本案は、平成16年に発生した台風及び新潟県中越大震災の影響により、観光客が減少するなどの被害を受けた中小企業者の経営安定を図るため、市が新潟県信用保証協会と特別保証契約を締結し、緊急特別貸し付けの実施による支援をするために債務負担行為並びに予算の補正を行うために、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。歳出内訳は、新潟県信用保証協会保証料補給金2,000万円、中小企業不況緊急特別措置貸付金利子補給金112万5,000円それぞれ増額するもので、その充当財源は地方交付税2,112万5,000円となっております。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第128号 佐渡市林業振興協議会条例の制定について。本案は、佐渡市の林業の振興を図るため、市長の諮問を受けて、佐渡市における林業の振興に関する事項について調査及び審議することを目的とした協議会を設置するための条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第129号 佐渡市企業誘致委員会条例の制定について。本案は、雇用機会の確保、地域産業の活性化につながる佐渡市の企業誘致を支援措置も含めて積極的に推進するため、本市の重要な産業の総合的な施策について調査、審議する企業誘致委員会を設置するための条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第135号 いこいの村テニスコートの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、海洋深層水利活用事業に伴う企業進出に当たり、用地選定をした結果、いこいの村佐渡近隣の老朽化した使用頻度の少ないいこいの村テニスコートを工業用地の適地と考え、製塩事業等を行う佐渡海洋物産株式会社が当該土地を工場の建設用地として利用するため、当該条例を廃止し、普通財産に所管がえするものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第136号 佐渡市赤泊集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。本案は、佐渡市赤泊集会施設の設置及び管理に関する条例に規定する9施設のうち、外山地区集会施設について、外山集落へ贈与するため、本条例に規定されている施設から外山地区集会施設を削除するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第137号 財産の譲与について。本案は、議案第136号と関連したもので、外山地区集会施設を外山集落（代表、外山総代）に無償贈与するものであります。本施設は、国営総合土地改良事業の外山ダム建設に伴い廃止した赤泊村林業者研修センターの補償事業として建築した施設であり、外山集落が管理を行い、地域の集会等に活用してきた経緯があることから、本施設を普通財産に所管がえした後に外山集落へ贈与するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第145号 字の変更について（新穂村西部地区）。本案は、平成9年度から実施されている県営圃場整備事業（担い手育成型）により施行した新穂村西部地区の工事が完了し、平成17年2月に換地処分を行うこととなりましたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字の区域の変更をするため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第6号 政府米の買入れと、備蓄を充実させる意見書の提出を求める請願。本請願は、政府が必要以上に備蓄米の古米を放出し続けていることが市場に米をあふれさせ、深刻な米価格暴落を引き起こしており、それが消費者の米離れや小売の在庫が計画どおり減らないという悪循環を招いているので、米の需要と供給の安定と備蓄米の放出を中止し、政府自身が決めた備蓄計画に見合う米の買入れを実施するよう、政府に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第7号 アメリカ産牛肉の輸入解禁に反対する意見書の提出を求める請願。本請願は、昨年末にアメリカでBSEが発生して以来、日本政府は輸入禁止の措置をとっているが、日本ではBSE発生後、全頭検査や特定危険部位の除去、肉骨粉の焼却等の安全対策を実施してきているにもかかわらず、現在アメリカで実施されているBSE検査では安全対策が不十分であり、そのままアメリカ産牛肉の輸入を解禁することは食の安全にとって重大な問題であり、家畜農家にも重大な影響をもたらすこととなるので、日本と同水準の全頭検査体制や特定部位の除去等の実施がない限り、アメリカ産牛肉の輸入禁止を継続するよう、政府に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第10号 WTO・FTA交渉に関する請願。本請願は、WTO（世界貿易機関）交渉においては交渉前提の大枠合意がなされ、農業分野の具体的数値は今後の交渉にゆだねられることとなったが、農作物輸出国からは依然として上限関税の設定や高関税品目の大幅な引き下げ、関税割り当て数量の大幅拡大などが要求されており、これが実施されると日本農業への打撃はもとより、食の安全、安定、環境に大きな

影響を受けるとともに、F T A（二国間自由貿易協定）においては工業製品の輸出自由化のために農業分野が大幅な譲歩を強いられ、食糧や農業は大きな影響を受けることになるので、W T O及びF T A交渉に当たっては、農業の共存と食糧自給率向上が可能となる貿易ルールの実現がなされるよう、政府関係機関に対する意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） 今議会で重要な条例案が何本か出ておりますが、その中でも最も大事な条例でありながら、このくらい目的がはっきりしない、あいまいな条例はほとんどほかに見ることがないというくらいおかしい条例が企業誘致委員会条例であります。どうなっておるか。目的がはっきりしていない。これを無理してこの条例を生かしながら目的を明らかにちょっとしてみました。第1条、設置、本市の産業の総合的な発展を目指し、企業誘致を積極的に推進するため、企業誘致委員会を置くと、こうでもしない限りで目的がはっきりしていない、これは。

では、あいまいなところをさらに明らかにすると、次の2条であります。委員会は、市長の諮問に応じ、本市産業の総合的な発展を期するため具体的方法その他について調査し、及び審議する。これは、昔の古臭いひな形を持ってくればこう書いてある。今はそうではない。その他について調査し、審議すると、これが極めて素直な文章構成である。構成はいいとして、この2条で見ると、本市の産業の総合的な発展を期するために具体的な方法その他について調査し、審議する。企業誘致委員会ということになれば、外国ではないですけれども、本土の企業を誘致するほかないのです。一島一市なのだから。もし佐渡島の企業について何らかを言わなければならないとすれば、これは起こす業です。起業です。佐渡に新しい業を起こさせる。そのために調査研究をする、審議する、こうならねばならないでしょう。だから、企業誘致をしようと言いつつ、2条へくるとさらにあいまいなことになってしまう。だから、私が目的を明らかにして、整合性のあるものにするのであれば、私が先ほど読み上げた、本市の産業の総合的な発展を目指し、企業誘致を積極的に推進するため、企業誘致委員会を置くと、こう書かなければだめなはずだと私は思う。そこで、そうなってくれば、2条、職務というところが変わってくる。すかつとしてくる。委員会は、市長の諮問に応じ、具体的方法その他について調査し、審議する、これでいい。及びはもちろん要らないと、こうなる。

次に、わけのわからないのが7条、これはちょっと研究すれば6条へ入る問題なのですが、あえて大事な項目だということで7条を起こしたのだらうと思う。そうだったら、7条には委員会の提案という7条の目的を明示せねばならないでしょう。6条は会議なのだ。その次は、委員会の提案でしょう。調査、審議の結果、本市の企業誘致に関し必要な事項があった場合は、市長に意見具申をすることができるという非常に重要な意味を持つておるものなら、これは7条として委員会の提案という説明がなければなりません。項目に対する説明が。そういうものがみんな抜けてしまっている。

このくらい、先ほど言いましたから、繰り返しません、これは本来議会在が修正すべき条例案なのです。一体委員会はこれを修正せんかさという話が出たのかないのか。また、行政に対して、これはおかしいか

ら、何とかしなければならぬのではないのかということを行ったのか。もし言ったとすれば、委員長報告の中にそれが出てこなければならぬ。ところが、これがない。その審議の経過と今私が重要な問題3点について指摘しておるわけであるが、そういう議論がなされたのかどうか、お伺いをしたい。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

金子産業経済常任委員長。

○産業経済常任委員長（金子健治君） お答えします。

委員会の中では、今ほどの件につきましての審査はなされておられません。とにかくこの審査の結果で我が委員会としては了として、可決すべきものとして決定したわけでありませぬ。

○議長（浜口鶴蔵君） 加賀博昭君。

○58番（加賀博昭君） これは、議会の資質が問われる部分でございますので、私は具体的に指摘をしておるわけでございます。もちろんこれは委員会への質問という形をとっておりますが、後ろの方では聞いておるわけです。これをつくった人たちが聞いておるわけでございますので、これはしっかりしないと、佐渡市は本当に企業誘致というのをやる気があるのかどうか。企業誘致をすることによって、佐渡の在来の産業についてどういう姿勢で臨むかというようなことが漠としてあいまいになっておる。これは、場合によれば次の議会で改めて指摘をして、条例の改正を求めたいと思うので、一言申し上げて、これ以上質問しても委員会でやっていないというのだから、聞きようがありませんので、終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより討論に入ります。

討論の通告はありません。討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより産業経済常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、産業経済常任委員会に付託した案件については委員長の報告のとおり決定いたしました。

次に、建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

佐藤建設常任委員長。

〔建設常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○建設常任委員長（佐藤 孝君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第130号 佐渡市農業集落排水施設条例の制定について。本案は、平成16年度からの川茂地区農業集落排水施設の事業を実施することに当たり、施設の整備及び費用負担、料金徴収、管理方法等を定めた条例を制定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第132号 佐渡市簡易水道事業条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、簡易水道再編推進事業及び漁業集落環境整備事業等を実施した前浜、羽二生、両尾、北五十里、白瀬、玉崎、両津北部の7簡易水道の起債償還額の変更に伴い、水道料金の改定等をするために条例の一部を改正するものであ

ります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第141号 新たに生じた土地の確認について（浦川地内）、議案第142号 字の変更について（浦川地内）、議案第143号 新たに生じた土地の確認について（歌見地内）、議案第144号 字の変更について（歌見地内）。以上4議案は、新潟県が道路改良事業により施行した道路用地の造成工事が完了し、県知事の竣工認可を得たことから、地方自治法の規定により、「新たに生じた土地の確認」及び「字の地区の変更」について議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第146号 市道路線の認定について（羽二生地内）。本案は、新たに建設された佐渡一周線に接続する旧道からの取り付け道路を市道として認定するために、道路法の規定により議会の議決を求めているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第147号 市道路線の認定について（住吉地内）。本案は、新潟県が施行する両津港湾海岸侵食対策事業（住吉ふるさと海岸）により設置される海水浴場等へのアクセス道を市道として認定するために、道路法の規定により議会の議決を求めているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第148号 市道路線の変更について（梅津・加茂歌代地内）。本案は、梅津28号線を延長し、加茂歌代15号線に接続するため、終点部を変更するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第154号 平成16年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出それぞれ2億907万4,000円を減額するもので、その主な内容は、国庫支出金等の減額に伴い、歳出で維持管理費、建設改良費を減額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第155号 平成16年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出それぞれ1,621万9,000円を増額するもので、その主な内容は下水道費を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第157号 平成16年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収入及び支出をそれぞれ6,415万5,000円増額し、資本的収入及び支出については、収入を7,835万5,000円、支出を4,481万4,000円それぞれ減額するものであります。主な内容として、収益的収入及び支出では補償水道仮設管工事、消火栓工事が増額となっており、資本的収入では下水道事業等の補償内容見直しによる補償金の減額、資本的支出では施設改良工事等の減額となっています。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第179号 羽茂浄化センター建設（土木・建築）工事請負契約の締結について、議案第180号 羽茂浄化センター建設（機械設備）工事請負契約の締結について。以上2議案は、羽茂浄化センター建設工事について、平成16年12月7日に入札を執行し、最低価格者と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を求めているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第181号 江積線道路改良工事請負契約の締結について。本案は、平成16年7月6日に締結した江

積線道路改良工事契約について、工事の変更増により議会の議決に付すべき契約となったことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の議決を求めているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより建設常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、建設常任委員会に付託した案件については委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第2 議案の上程・提案理由の説明（議案第182号～議案第190号）

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第182号から議案第190号までを一括議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第176号から190号までご提案申し上げます。

議案第176号 人権擁護委員候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて……

○議長（浜口鶴蔵君） ちょっと済みません。

暫時休憩します。

午後 3時39分 休憩

午後 3時39分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 再開いたします。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 失礼しました。

それでは、182号からということでございます。議案第182号 平成15年度両津市病院事業会計決算の認定について。本案は、平成15年度合併前における両津市民病院の収支決算について、会計期間を平成15年4月1日から平成16年2月29日までとして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。両津市民病院は、一般病院部門と介護老人保健施設すこやか両津で構成されており、近年の医療提供体制と医療保険制度の改革が進む中、前年度に引き続き、自治体病院の使命である地域住民の医療確保、福祉

の増進に努めてまいりました。経営内容では、病院事業分として、入院患者数2万9,599人、対前年同月2,729人増、病床利用率68.0%、対前年同月比6.1%増、外来患者数7万8,401人、対前年同月3,018人減、入院収益は6億7,981万9,000円、対前年同月96万9,000円の増収、外来収益は7億2,742万9,000円、対前年同月144万1,000円の増収となり、一方、介護老人保健施設事業分として、延べ入所者数2万8,039人、対前年同月98人減、入所率93.0%、対前年同月0.6ポイント減、延べ通所者数2,498人、対前年同月25人増、入所収益は3億3,220万4,000円、対前年同月1,338万1,000円の減収、通所収益は2,344万6,000円、対前年同月178万4,000円の減収となりました。これらの結果、病院事業、老人保健施設事業を合わせた収益的収支は、総収入額20億4,419万6,000円、総支出額19億8,675万3,000円、純利益5,744万3,000円、累積欠損金は16億5,167万7,000円となりました。以上が主な概要でございます。会計期間が年度途中ということもあり、全体的な前年度比較は困難であります。合併後は経営基盤を整えていくことはもちろん、全島的な医療、介護両面の需要を満たすべく、今後とも努力してまいります。

議案第183号 平成15年度両津市水道事業会計決算認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度両津市水道事業会計決算（会計期間平成15年4月1日から平成16年2月29日まで）について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。平成15年度は、市町村合併に伴い会計期間が11カ月間となり、事業中途での打ち切り決算となっております。対前年度比較は明瞭性に欠けるため、「比較なし」としました。給水状況については、給水人口1万3,672人、有収水量143万立方メートルとなり、収支状況については税込みで、収益的収入3億7,054万7,000円に対し、収益的支出3億5,611万7,000円、資本的収入4,960万1,000円に対し、資本的支出2億4,499万2,000円となりました。以上が主な概要でございます。質、量ともに安定した水の供給と社会産業活動や地域住民の生命、財産を守る使命により、年次的に施設の改良を実施し、また老朽管更新及び漏水の早期復旧に努めてまいりました。今後につきましては、佐渡市水道事業に引き継ぎます。

議案第184号 平成15年度相川町病院事業会計決算の認定について。本案は、平成15年度合併前における相川病院事業会計の収支決算について、会計期間を平成15年4月1日から平成16年2月29日までとして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。相川病院は療養型病床群であり、地域に密着した医療を実践し、一般診療に加え、在宅医療等を実施しており、地域の医療の増進に努めてまいりました。経営内容では、入院患者数1万5,491人、対前年同月92人減、病床利用率77.0%、対前年同月0.8%減、外来患者数3万1,847人、対前年同月1,854人減、入院収益は2億1,794万2,000円、対前年同月404万4,000円の増収、外来収益は2億2,792万9,000円、対前年同月542万9,000円の増収となり、その結果、収益的収支は総収入額6億7,025万2,000円、総支出額6億2,827万5,000円、純利益4,197万7,000円、累積欠損額は10億6,277万8,000円となりました。以上が主な概要です。会計期間が年度途中ということもあり、全体的な前年度比較は困難であります。合併後は経営基盤を整えていくことはもちろん、全島的な医療、介護両面の需要を満たすべく、今後とも努力してまいります。

議案第185号 平成15年度相川町水道事業会計決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度相川町水道事業会計決算（会計期間平成15年4月1日から平成16年2月29日まで）について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。平成15年度は、市町村合併に伴い会計期間が11カ月間となり、事業中途での打ち切り決算となっております。対前年度比較は明瞭性に欠けるため、「比

較なし」としました。給水状況については、給水人口4,960人、有収水量68万171立方メートルとなり、収支状況については税込みで、収益的収入1億5,676万7,000円に対し、収益的支出1億5,659万3,000円、資本的収入ゼロ円に対し、資本的支出5,276万6,000円となりました。以上が主な概要です。歳出経費の見直しを実施するとともに、地域住民の生活基盤として水道水の安定確保を最優先課題として取り組んでまいりました。今後につきましては、佐渡市水道事業に引き継ぎます。

議案第186号 平成15年度金井町水道事業会計決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度金井町水道事業会計決算（会計期間平成15年4月1日から平成16年2月29日まで）について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。平成15年度は、市町村合併に伴い会計期間が11カ月間となり、事業中途での打ち切り決算となっています。対前年度比較は明瞭性に欠けるため、「比較なし」としました。給水状況については、給水人口7,088人、有収水量63万3,145立方メートルとなり、収支状況については税込みで、収益的収入1億5,424万3,000円に対し、収益的支出1億4,525万2,000円、資本的収入5,040万2,000円に対し、資本的支出9,185万8,000円となりました。以上が主な概要です。コスト縮減を図りながら、地域住民が常に使用する水を安全かつ安定供給する使命を念頭に、施設の改良、維持管理に日々努力してまいりました。今後につきましては、佐渡市水道事業に引き継ぎます。

議案第187号 平成15年度新穂村簡易水道事業会計決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度新穂村簡易水道事業会計決算（会計期間平成15年4月1日から平成16年2月29日まで）について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。平成15年度は、市町村合併に伴い会計期間が11カ月間となり、事業中途での打ち切り決算となっています。対前年度比較は明瞭性に欠けるため、「比較なし」としました。給水状況については、給水人口4,506人、有収水量42万5,327立方メートルとなり、収支状況については税込みで、収益的収入7,513万1,000円に対し、収益的支出7,867万5,000円、資本的収入1億2,083万1,000円に対し、資本的支出1億905万3,000円となりました。以上が主な概要です。地域住民に信頼される水道を構築するため、質、量ともに給水サービスの向上を図り、施設の整備、維持管理に努めてまいりました。今後につきましては、佐渡市水道事業に引き継ぎます。

議案第188号 平成15年度真野町水道事業会計決算の認定について。本案は、市町村合併前における平成15年度真野町水道事業会計決算（会計期間平成15年4月1日から平成16年2月29日まで）について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。平成15年度は、市町村合併に伴い会計期間が11カ月間となり、事業中途での打ち切り決算となっています。対前年度比較は明瞭性に欠けるため、「比較なし」としました。給水状況については、給水人口4,274人、有収水量40万3,150立方メートルとなり、収支状況については税込みで、収益的収入9,712万7,000円に対し、収益的支出7,912万1,000円、資本的収入2,944万円に対し、資本的支出6,692万3,000円となりました。以上が主な概要です。地域住民の社会生活を確保するため、常に安全な水の確保、施設の適正管理に努めるとともに、経営財政の強化に努力をしてまいりました。今後につきましては、佐渡市水道事業に引き継ぎます。

議案第189号 平成15年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、平成15年度佐渡市病院事業会計として、市立両津病院、介護老人保健施設すこやか両津、市立相川病院の各施設における平成16年3月分の1カ月の収支決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。地域住民の医療の質の向上に対する要求の高まり、それに対して高齢化社会における慢性的な疾患による収益

の減少と医療における経営は依然厳しい状況にあります。その中で市町村合併を終え、両病院の医療の充実、福祉の増進とより一層の患者サービスの向上に努めてまいりました。経営内容では、病院事業分として、入院患者数4,500人、対前年同月400人減、病床利用率75.2%、対前年同月17.3ポイント減、外来患者数9,887人、対前年同月502人減、入院収益は1億286万1,000円、対前年同月739万3,000円の減収、外来収益は9,956万8,000円、対前年同月569万3,000円の増収となり、一方、介護老人保健施設事業分として、延べ入所者数2,545人、対前年同月151人増、入所率91.2%、対前年同月5.4ポイント増、延べ通所者数238人、対前年同月4人減、入所収益は2,984万8,000円、対前年同月30万円の増収、通所収益は205万3,000円、対前年同月42万7,000円の減収となりました。その結果、病院事業、老人保健施設事業を合わせた収益的収支は、総収入額2億6,984万円、総支出額4億6,599万4,000円、純損失1億9,615万4,000円、累積欠損金は29億1,060万9,000円となりました。以上が主な概要です。平成16年3月分1カ月の決算ということもあり、全体的な前年度比較は困難ではありますが、今後は両病院の連携体制を整え、経費の削減を図るとともに医療の効率化を目指し、地域医療、福祉の充実に努力してまいります。

議案第190号 平成15年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、平成15年度佐渡市水道事業会計決算（会計期間平成16年3月1日から平成16年3月31日まで）について、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。平成15年度は、市町村合併に伴い会計期間が1カ月間となり、合併前より地方公営企業法を適用していた旧両津市上水道、旧相川町上水道、旧佐和田町上水道、旧金井町上水道（東部簡易水道を含む）、旧新穂村簡易水道、旧真野町上水道の事業を引き継いだものとなっています。対前年度比較は明瞭性に欠けるため、「比較なし」としました。給水状況については、給水人口4万2,625人、有収水量36万3,458立方メートルとなり、収支状況については税込みで、収益的収入1億437万4,000円に対し、収益的支出1億6,639万円、資本的収入8億7,358万6,000円に対し、資本的支出7億8,821万9,000円となりました。以上が主な概要です。合併により、佐渡市として広い視野に立った組織の強化、施設改良の計画、経営の健全化を図るとともに、水道事業の基本理念に基づき、安全かつ安定した水の供給、住民サービスの向上を目指し、事業の効率的な運営に努力いたします。

以上でございます。

日程第3 議案に対する質疑

○議長（浜口鶴蔵君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第182号 平成15年度両津市病院事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第182号の質疑を終結いたします。

議案第183号 平成15年度両津市水道事業会計決算の認定について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第183号の質疑を終結いたします。

議案第184号 平成15年度相川町病院事業会計決算の認定についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第184号の質疑を終結いたします。

議案第185号 平成15年度相川町水道事業会計決算の認定について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第185号の質疑を終結いたします。

議案第186号 平成15年度金井町水道事業会計決算の認定について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第186号の質疑を終結いたします。

議案第187号 平成15年度新穂村簡易水道事業会計決算の認定について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第187号の質疑を終結いたします。

議案第188号 平成15年度真野町水道事業会計決算の認定について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第188号の質疑を終結いたします。

議案第189号 平成15年度佐渡市病院事業会計決算の認定について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第189号の質疑を終結いたします。

議案第190号 平成15年度佐渡市水道事業会計決算の認定について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

議案第190号の質疑を終結いたします。

日程第4 議案の委員会付託

○議長（浜口鶴蔵君） ただいま議題となっております議案第182号から議案第190号までは、決算審査特別委員会に付託します。

ここで10分間休憩いたします。

午後 4時02分 休憩

午後 4時13分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 人事案件の上程、採決（議案第176号）

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第176号 佐渡市人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案第176号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員のうち、佐渡市金丸220番地1、舟 清一郎さんが平成17年3月31日で任期満了になります。引き続き委員をお願いしたところ、引き受けていただける意向でありました。つきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。任期は、法務大臣の委嘱の日から3年間であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第176号 佐渡市人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第176号 佐渡市人権擁護委員候補者の推薦については、同意することに決定しました。

日程第6 発議案第22号

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、発議案第22号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

葛西博之君。

〔39番 葛西博之君登壇〕

○39番（葛西博之君）

発議案第22号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成16年12月24日

提出者	佐渡市議会議員	葛西博之
賛成者	〃	羽入高行
〃	〃	松本展国
〃	〃	白杵克身
〃	〃	金田淳一
〃	〃	大桃一浩
〃	〃	中村良夫
〃	〃	金山教勇

”	”	白 木 善 祥
”	”	本 間 武 雄
”	”	竹 内 道 廣
”	”	渡 部 幹 雄
”	”	大 澤 祐 治 郎
”	”	肥 田 利 夫

公教育としての私立高校を守り発展させるため、私学助成の堅持を求める意見書

日本の公教育は、公立学校と私立学校の両輪によって支えられ、発展してきた。今日、全国では約3割の高校生が私学で学んでおり、私学は公教育に重要な役割を担っている。

しかし、私立高校における初年度納入金の全国平均額は68万円と公立の5.8倍にものぼり、保護者の学費負担はもはや限界の状況となっている。さらに今日、長引く不況は保護者の家計を直撃し、学費の長期滞納や経済的理由による退学など、深刻な事態を引き起こしている。

ところが、政府による「三位一体改革」が示され、国庫補助の削減・廃止、地方交付税交付金の縮小などが打ち出され、私学助成も廃止・削減の対象となることが懸念されている。私学助成の廃止・削減が行われれば、学費負担のいっそうの増大を招き、教育条件の低下にも繋がりがかねない。

そもそも私立高校に対しては、1975年に私立学校振興助成法が制定され、「教育条件の維持・向上、学費負担の軽減」を目的に、私学助成が増額・拡充されてきたものである。したがって私学助成制度の根幹をゆるがす国庫補助の縮減・廃止は、見直されるべきである。

政府におかれては、教育条件の向上・改善、保護者負担の軽減及び私学経営の健全化を目指してきた現行の私学助成制度を尊重しつつ、私学助成の堅持に努力されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第22号 意見書の提出についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第22号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して、発議案第22号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第22号は原案のとおり決定いたしました。

日程第7 発議案第23号

○議長（浜口鶴蔵君） 発議案第23号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

金子健治君。

〔29番 金子健治君登壇〕

○29番（金子健治君）

発議案第23号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成16年12月24日

提出者	佐渡市議会議員	金子健治
賛成者	〃	中村剛一
〃	〃	大石惣一郎
〃	〃	本間勘太郎
〃	〃	木村悟
〃	〃	末武栄子
〃	〃	石塚一雄
〃	〃	若林直樹
〃	〃	村川四郎
〃	〃	高野正道
〃	〃	名畑清一
〃	〃	渡邊庚二
〃	〃	川上龍一
〃	〃	本間千佳子
〃	〃	大場慶親

W T O ・ F T A 交渉に関する意見書

W T O（世界貿易機関）交渉は、8月1日に、今後の交渉の前提となる大枠合意がなされました。農業分野の市場アクセス、国内支持、輸出競争について、具体的な数値などは今後の交渉に委ねられましたが、アメリカや農産物輸出国からは依然として、上限関税の設定や、高関税品目の大幅引き下げ、関税割当数量の大幅拡大などが要求されています。これは、農産物輸出国がますます輸出を拡大しやすくするためのものであり、日本農業への打撃はもとより、食料の安全・安定、環境などにも大きな影響を与えるものです。

また、アメリカなどが行っている国内農家への手厚い補助や、輸出補助政策について、大枠合意では実質的削減に結びつかないものとなっており、途上国などから反発が高まっています。このような公平さを欠いた交渉を是正し、地球規模での食料・環境問題を解決するため、各国が自国の生産資源を最大限活用し、共生・共存できる「新たな農産物貿易ルールの確立」が求められています。

また、F T A（二国間自由貿易協定）については、現在、韓国、マレーシア、フィリピン、タイとの交渉が行われていますが、特に東南アジア各国からは農産物の貿易自由化が求められています。先のメキシコとのF T A交渉でも見られたように、工業製品の輸出自由化のために、農業分野が大幅な譲歩を強いられ、食料や農業は大きな影響を受けることになるのは必至です。

よって、国会及び政府におかれては、W T O 及び F T A における農業分野の交渉にあたって、農業の多

面的機能の発揮と食料の安全保障、各国の農業の共存と食料自給向上が可能となる貿易ルールの実現に向けた取り組みを強く要望致します。

記

1. WTO農業交渉では、世界的な飢餓の拡大や地球規模での環境悪化につながることをないよう、農林水産業の多面的機能の発揮や食料自給の向上、各国の多様な農林水産業が共生・共存できる貿易ルールに改めるよう確固たる姿勢で臨むこと。
 2. 上限関税の設定や関税割当数量の一律的・義務的拡大には断固反対すること。
 3. 国内農林水産業の維持を可能とする関税率水準や国家貿易体制、特別セーフガードの維持などの国境措置を確保し、急速な市場開放には絶対に応じないこと。
 4. 行き過ぎたAMS（助成合計量）削減の是正と、「緑の政策」の要件緩和など国内支持政策に関する適切な規律を確保すること。
 5. 東アジア諸国とのFTA交渉では、農林水産物の関税撤廃・削減は、国内農業へ打撃を与え、WTO農業交渉や他国との交渉に重大な影響を与えることから、軽々に実施しないこと。
 6. WTO・FTA交渉についての情報公開を徹底し、各国の農業者や消費者・市民の声を反映すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第23号 意見書の提出についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第23号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して、発議案第23号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第23号は原案のとおり決定いたしました。

日程第8 発議案第24号

○議長（浜口鶴蔵君） 発議案第24号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

熊谷実君。

〔49番 熊谷 実君登壇〕

○49番（熊谷 実君）

発議案第24号

意見書の提出について

地方自治法第99条の規定による別紙意見書を佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成16年12月24日

提出者 佐渡市議会議員 熊 谷 実

賛成者	”	岩 崎 隆 寿
”	”	島 倉 武 昭
”	”	稲 辺 茂 樹
”	”	白 木 優
”	”	廣 瀬 擁
”	”	池 田 寅 一
”	”	中 川 隆 一
”	”	田 中 文 夫
”	”	金 光 英 晴
”	”	根 岸 勇 雄
”	”	兵 庫 稔
”	”	梅 澤 雅 廣
”	”	加 賀 博 昭
”	”	岩 野 一 則

新潟県知事が、社会福祉法人佐渡福祉会に対し、社会福祉法第56条に規定される一般的監督権を強く発揮するよう求める意見書

平成16年11月29日、社会福祉法人佐渡福祉会の所管する知的障害者更生施設等の職員有志一同から、新潟県知事等に対し「嘆願書」が提出された。内容は、平成16年11月25日、当該法人の第5回理事会において提出された人事案件は、施設の実情を無視し適切でないなどとするものである。

また、平成16年12月2日の新聞報道によると、当該法人が運営する知的障害者更生施設において、一職員により、入所者への虐待が恒常的に行われていたとしている。この記事を皮切りに、数紙がこの事件を報道することとなり、新潟県は、同施設に対し再発防止策提示などの改善指導を行うこととなった。

当該法人は、佐渡市の18歳以上の知的障害者を入所させて、これを保護するとともに、その更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする知的障害者更生施設等を管理しており、前述した異常事態の発生は、佐渡市議会としては到底看過することはできないものである。

そこで、佐渡市議会が、知的障害者福祉法第9条に基づく「更生援護の実施者」である佐渡市に対して事実関係の報告を求めた結果、平成16年11月25日、当該法人の第5回理事会において、不相当と思われる定款の一部改正案が提出されるなど不自然な議事進行があったことなどを確認した。したがって、佐渡市議会は、当該法人の運営は混乱を極めており、社会福祉事業の担い手として不健全で憂慮すべき状態であると判断するにいたった。

以上の経過から、社会福祉法人佐渡福祉会が、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うよう、社会福祉法第56条の規定により一般的監督権を強く発揮することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上であります。審議方よろしく願います。

○議長（浜口鶴蔵君） これより発議案第24号 意見書の提出についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

発議案第24号についての質疑を終結いたします。

お諮りします。この際、討論を省略して、発議案第24号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

よって、発議案第24号は原案のとおり決定いたしました。

日程第9 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（浜口鶴蔵君） 委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

各委員長から会議規則第103条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） ご異議なしと認めます。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（浜口鶴蔵君） 報告いたします。

さきの9月定例会において、行財政改革等調査特別委員会が中心となってまとめ上げた「合併特例法に基づく合併優遇措置の遵守を求める意見書」を議決、成立後に新潟県知事に提出したところ、お手元に配付してありますとおり、平成16年12月9日付市合第309号文書として、新潟県総合政策部長名で佐渡市長に対し、佐渡市議会への情報提供並びに県の立場の理解及び協力依頼があり、その旨市長から通知がありましたので、県の合併支援策の趣旨を私から報告いたします。

記

○県の合併支援策について（意見書中の第2項目関連）

（1）意見書にある要望内容

「県は、合併初年度に特別交付金を45億円交付する。」ことを求めるもの

（2）経過及び今後の予定

平成15年3月の新潟県市町村合併特別交付金交付要綱の改正により、交付方法を、交付対象事業の実績額に応じて交付することとしました。

平成15年4月に佐渡市町村合併協議会から受けた新市建設計画に係る事前協議において、平成16年度の当該交付金の充当要望額が計8億9千万円であったことから、県としても当該要望額を交付できるよう予算措置しているところであり、今後とも合併市町村の要望に沿えるよう努めてまいります。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これで本日の日程は全部終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 12月議会最後の日になりまして、本日をもって最終日でございます。一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会には報告が1件と条例に関する議案が12件、補正予算並びに平成15年度事業の会計決算に関する議案が24件、工事請負契約など5件、その他26件、合わせて69件の報告議案につきましてご審議をいただきまして、ありがとうございました。

今会期中に曾我ひとみやジェンキンス、娘2人、一家そろっての帰郷がありました。また佐渡汽船の島内発運賃の1月からの料金改定ということで、これを4月に延期されたとの新聞情報がありましたけれども、去る市議会全員協議会でお知らせしたとおり、市としてはこれを了承したものではありません。今後県を含めた3者協議で内容を詰めていくということになっております。

また、一般質問でも多くの議員の方々からのご指摘やご意見をいただきました組織機構の問題につきましては、結果として今議会にはご提案できませんでしたが、我々地方自治体を取り巻く情勢は財政事情等も含めて非常に厳しいものがございまして、これに対応できる組織体制の整備は必要であるということを確認しております。もう少し時間をいただいて、検討させていただきたいというふうに考えております。

ことしをあらわす文字として災、災害の災がどこでも選ばれたそうでございますけれども、新潟県は水害に始まり、佐渡は風害、それから中越大震災によります風評被害等多くの災害がありまして、防災体制の重要性につきましては改めて認識させられたところでございます。今被災地では雪も降り始めておる報道があります。仮設住宅への入居も報道されておりますけれども、佐渡におきましては先ほどの風評被害で大幅な観光の影響を受けたということで、地域経済に大きな影響がございました。対策の一つに被災地の救済がございましたけれども、その一つとしまして被災地の皆様を年末年始佐渡へご招待して、お互いの元気を取り戻していただくという企画募集したところ、現在まで約200名を超える申し入れがありました。年末から、12月29日から各業界の方々のご協力いただき、受け入れを確定させていただきました。佐渡で元気を取り戻していただく。以前から議会と一緒に被災地救援に努力した結果がこういう形になって、元気を取り戻していただけるということになれば非常に幸いだというふうに思っております。

平成16年もあと残すところ1週間でございます。ことしは、佐渡にとっても、私や皆さん方にとってもまさに激動の大節目の年でございます。先ほど来から余りいい話題はありませんでしたが、平成17年は災い転じて福となすということが出来ますように、皆さん方とともに取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、よいお年をお迎えいただきますようお願いして、終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 以上で会議を閉じます。

平成16年第5回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年12月24日

議 長 浜 口 鶴 蔵

署 名 議 員 白 杵 克 身

署 名 議 員 渡 部 幹 雄